

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 4 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 35 号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年岩手県人事委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号。以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、<u>第 9 条並びに第 12 条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 8 条 育児休業条例<u>第 9 条</u>の人事委員会規則で定める職員及び人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）第 12 条第 13 号の特別休暇を請求した職員及び当該特別休暇の時間とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号。以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 3 第 1 項、<u>第 6 条、第 9 条第 2 項及び第 12 条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 8 条 育児休業条例<u>第 9 条第 2 項</u>の人事委員会規則で定める職員及び人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）第 12 条第 13 号の特別休暇を請求した職員及び当該特別休暇の時間とする。</p>
2	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号。以下「育児休業条例」という。）<u>第 5 条の 3 第 1 項、第 6 条、第 9 条第 2 項及び第 12 条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p>第 4 条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</p> <p>(子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第 5 条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号。以下「育児休業条例」という。）<u>第 3 条、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 11 条から第 13 条まで、第 20 条第 2 項及び第 23 条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(再度の育児休業をすることができる場合の子の養育の方法)</u></p> <p>第 4 条 育児休業条例<u>第 3 条第 4 号</u>の人事委員会規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務(育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。</p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p>第 5 条 <u>第 3 条</u>の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</p> <p>(<u>育児休業に係る子が死亡した場合等の届出</u>)</p> <p>第 6 条 [略]</p>

(職務復帰)

第6条 [略]

(育児休業に係る辞令書の交付)

第7条 [略]

(任期付採用に係る辞令書の交付)

第7条の2 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1)～(3) [略]

(勤務した期間に相当する期間)

第7条の3 育児休業条例第5条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) [略]

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。)第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

(3)・(4) [略]

(職務復帰後における給与の取扱い)

第7条の4 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、育児休業条例第6条の規定に基づき引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号)第32条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第7条 [略]

(育児休業に係る辞令書の交付)

第8条 [略]

(育児休業に伴う任期付採用に係る辞令書の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1)～(3) [略]

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第10条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則

で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) [略]

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。)第2条第3号、第4号及び第10号に掲げる職員として在職した期間

(3)・(4) [略]

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第11条 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、育児休業条例第8条の規定に基づき引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号)第32条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる場合の子の養育の方法)

第12条 第4条の規定は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる場合について準用する。

(育児短時間勤務の形態)

第13条 育児休業条例第12条第1号に規定する勤務は、

1日につき午前7時から午後10時までの間において
2時間以上勤務することとする。

2 育児休業条例第12条第2号の人事委員会規則で定める日数は12日とし、人事委員会規則で定める時間は16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条 育児休業条例第13条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書は、別記様式によるものとする。

2 第3条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第15条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第1項第6号中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育できることとなった」とあるのは、「育児休業条例第14条第1号に掲げる事由が生じた」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務等に係る辞令書の交付)

第16条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

(1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合

(2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

(3) 育児短時間勤務の期間が満了し、若しくは育児短時間勤務の承認が効力を失った場合又は育児短時間勤務の承認を取り消す場合

(4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る辞令書の交付)

第17条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1) 短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された短時間勤務職員をいう。以下この条において同じ。）を採用した場合

<p>(部分休業の承認)</p> <p><u>第8条</u> 育児休業条例<u>第9条第2項</u>の人事委員会規則で定める職員及び人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第12条第13号の特別休暇を請求した職員及び当該特別休暇の時間とする。</p> <p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p><u>第10条</u> <u>第5条</u>の規定は、部分休業について準用する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p>	<p>(2) <u>短時間勤務職員の任期を更新した場合</u></p> <p>(3) <u>任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職した場合</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p><u>第18条</u> 育児休業条例<u>第20条第2項</u>の人事委員会規則で定める職員及び人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第12条第13号の特別休暇を請求した職員及び当該特別休暇の時間とする。</p> <p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p><u>第20条</u> <u>第6条</u>の規定は、部分休業について準用する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第21条</u> [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則の次に次の1様式を加える。

別記様式（第14条関係）

	請求年月日 年 月 日
任命権者 _____様	請求者 所属 _____ 職 _____ 氏名 _____ (印)
育児短時間勤務承認請求書	
下記のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。	
請 求 に 係 る 子	請 求 者 以 外 の 子 の 親
氏 名	氏 名
続 柄	子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	就 業 の 有 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長（既に承認済の期間 年 月 日～ 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務（既に承認済の期間 年 月 日～ 年 月 日） （再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。）
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
勤 務 の 形 態	週 時間勤務 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）

勤務の日 及び時間帯	月（　：　～　：　）　火（　：　～　：　） 水（　：　～　：　）　木（　：　～　：　） 金（　：　～　：　）
備考	
※所属長の意見	職　氏名　㊟

- 備考1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合には、「請求期間」欄は、出産予定日（女性職員にあっては、出産予定日の翌日から8週間（当該職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く場合にあっては、6週間）を経過した日）以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記載及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「備考」欄に必要な事項を記入するか、「別紙」として必要な事項を記載した書面を添付すること。
- 4 「備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記載すること。
- 5 「※所属長の意見」欄には、育児短時間勤務を承認することについて、事務処理上支障があるかどうかを簡明に記載すること。
- 6 該当する口にはレ印を付すること。

(A4)

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。